

序章 計画策定にあたって

Preface

計画の概要

序－1 計画の概要

【計画改定の背景と目的】

■蟹江町を取り巻く社会情勢の変化

蟹江町都市計画マスタープラン（以下「本プラン」という。）は、蟹江町（以下「当町」という。）の都市計画に関する基本的な方針です。平成22(2010)年度に公表した本プランは、令和2(2020)年度を目標年次としていました。策定から10年が経過するなかで、当町を取り巻く社会情勢は様々な変化がありました。我が国全体が急速な人口減少や高齢化に直面し、地方都市では地域産業の停滞や低密度な市街地の形成が懸念されています。また、限られた財政状況下でも老朽化した都市基盤への対応が迫られ、郊外に拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になりかねない状況にあります。

こうしたなかで、国では地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの推進に向け、平成26(2014)年5月に「都市再生特別措置法」が改正されました。また、愛知県では、当町を含む名古屋都市計画区域に関し、平成31(2019)年3月に「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」が改定されました。

■蟹江町における都市づくりの状況の変化

当町では、人口減少を少しでも抑制させるとともに、地域の経済や産業を活性化させるべく、平成28(2016)年3月に「蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、平成30(2018)年度から当町の最上位計画である「第5次蟹江町総合計画」の策定に向けた取組を始めています。

これまでも当町の魅力向上につながる取組として、蟹江町まちなか交流センター「みちくさの駅楽人^{がくと}」、県立蟹江高等学校跡地における「蟹江町希望の丘広場」、蟹江町観光交流センター「祭人^{さいと}」、蟹江町多世代交流施設「泉人^{せんと}」といった公共施設の整備を進めてきました。また、新たな都市づくりの取組として、JR蟹江駅の自由通路の設置と橋上駅舎化、近鉄富吉駅南の市街化調整区域における土地区画整理事業の実施検討などを進めています。

■時代を踏まえたこれからの都市づくり

これからの都市づくりでは、令和9(2027)年の開業を目指しているリニア中央新幹線によるヒトやモノの動きの広域化への対応、官民連携による持続可能な都市・地域の維持、南海トラフ地震や地球規模での気象変動による自然災害の多発化への対応など、都市計画分野に関連する様々な課題を踏まえた、新たな計画の策定が求められています。

■計画の改定

こうしたことから、社会情勢の変化や上位計画との整合性を図りつつ、これまでに進めてきた都市づくりの取組を踏まえた上で、時代に合った新たな都市計画・都市づくりの方針を明らかにするべく、本プランを改定します。

【計画の目標年次】

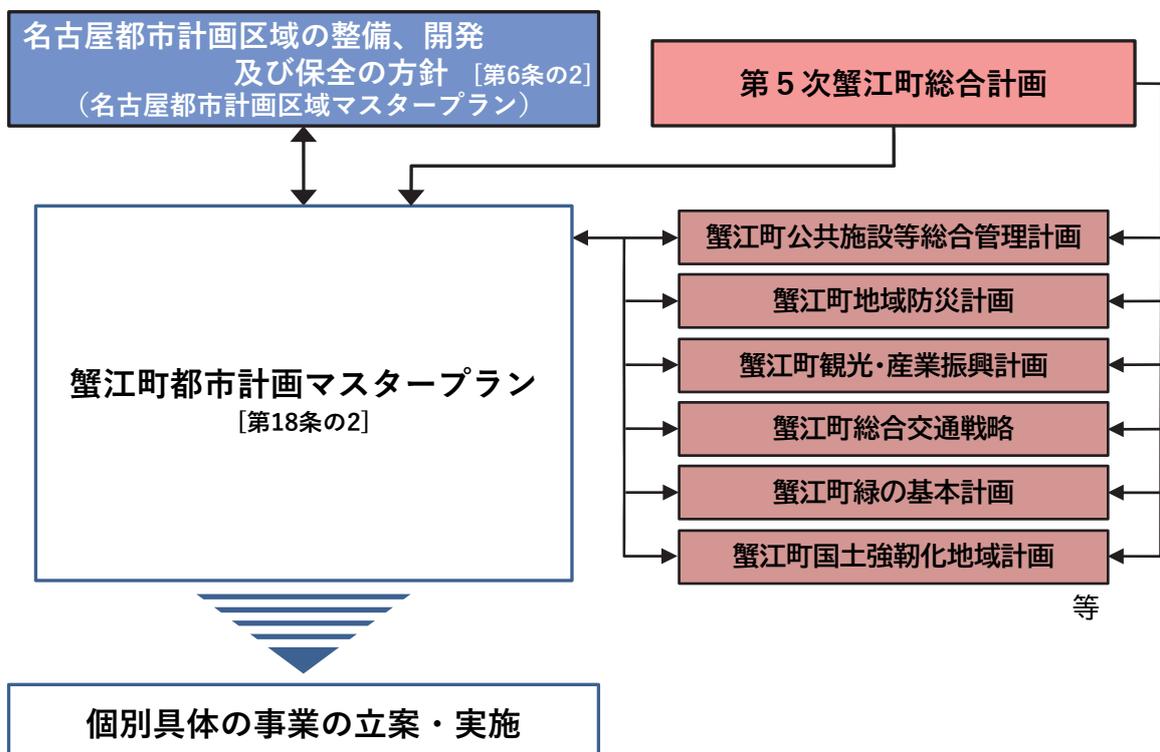
本プランは令和2(2020)年度からおおむね20年後の都市の姿を見据えた上で、10年後の令和12年度を目標年次として設定します。

なお、社会情勢の変化や上位計画の改定などに対応するため、本プランは必要に応じ見直しを行います。

【計画の位置づけ】

本プランは、都市計画法第18条の2の規定により、当町が定める都市計画に関する基本的な方針です。

本プランは、上位計画である愛知県が策定する「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」や当町が策定する「第5次蟹江町総合計画」に即して策定します。また、「蟹江町総合交通戦略」や「蟹江町緑の基本計画」などの各種計画と整合・連携を図りながら策定するものです。



【計画の構成】

本プランは、都市づくりに関する上位関連計画や当町の現況を整理する「現況把握」と、都市づくりに関する満足度や重要度などを調査した「住民意識調査」の結果を踏まえて策定するものであり、都市全体の観点から、将来都市像、将来都市構造や土地利用・都市施設などの方針を示す「全体構想」と、地域ごとの都市づくりの目標や方針を示す「地域別構想」で構成します。

